

区が行う運行補助の対象について

4, 利用者への補助について

(1) 渋谷区による利用者補助の条件について

※西原、元代々木町、大山町、初台、本町、笹塚、幡ヶ谷にお住まいで以下のいずれかにあてはまる方

	高齢者	障がい者	子育て世帯
対象者	70歳以上	身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者	未就学児のいる家庭および妊婦の方
考え方	交通に関する支援であるシルバーパスに準ずる	交通に関する支援である障がい者用Suica、PASMOに準ずる	交通に関する支援が必要であると判断したため
確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード + 障がい者手帳 (第1種身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者)	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード + 母子手帳 or 乳幼児医療証
備考	—	介護者は以下の本人確認書類と共に障がい者の方と同時に申請すること ・マイナンバーカード ・免許証または運転経歴証明書 ・在留カード	父親は以下の本人確認書類と共に母親と同時に申請すること ・マイナンバーカード ・免許証または運転経歴証明書 ・在留カード

※マイナンバーカードを使用した申請には署名用電子証明書パスワードが必要です

区が行う運行補助の対象について

4, 利用者への補助について

(1) 渋谷区による利用者補助の条件について

配布数	20枚綴りを毎月配布 (※電子チケット)
更新について	4月1日に再度申請が必要
チケット有効期限	毎月末
チケット使用方法	GOアプリより車両予約時に使用 ※1回の乗車につき1枚使用可能



デマンド交通の実証実験案について

4, 利用者への補助について

(2) 渋谷区による利用者補助の申請方法について

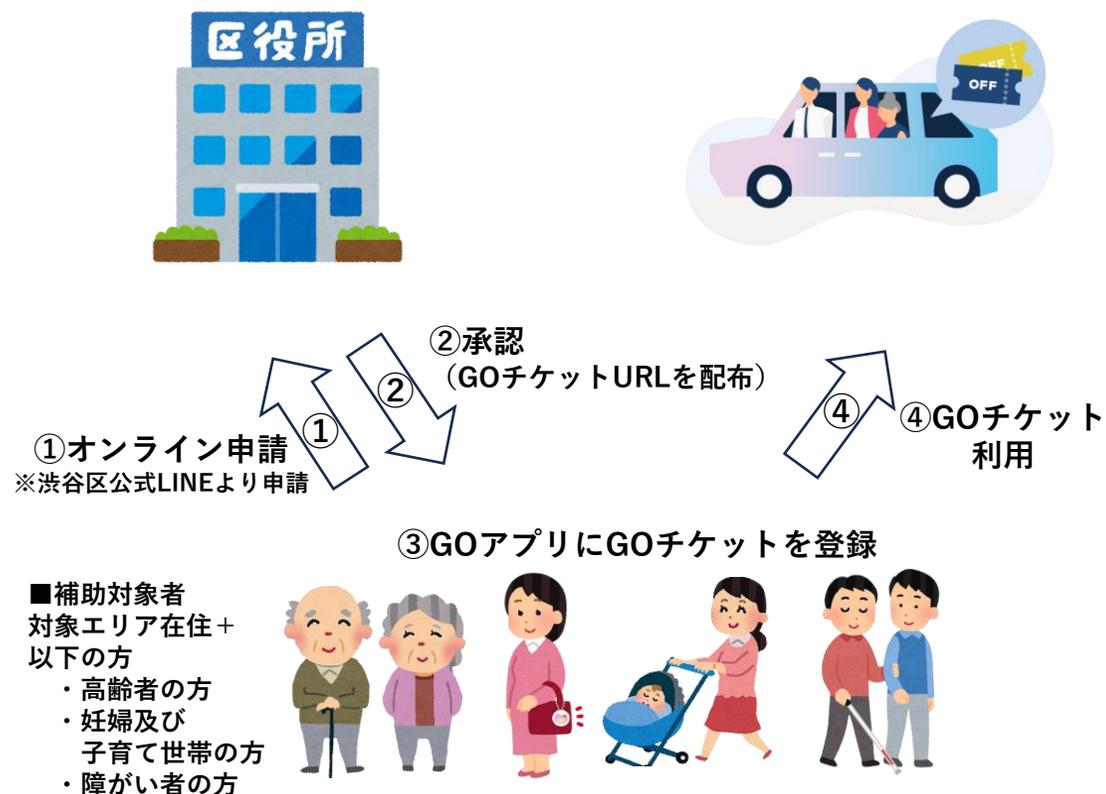
GOチケットを活用した補助を行う

- ①渋谷区へ事前に申請（オンライン）
※申請方法は渋谷区公式LINEから申請を行う
- ②条件(※P8参照)に当てはまると補助対象者として承認され、GOチケットURLが渋谷区公式LINEより送信
- ③ダウンロードいただいたGOアプリに、GOチケットを登録
- ④GOシャトル予約時にGOチケットを使用して支払い

GOチケットとは

- ・ タクシーアプリ「GO」で利用できる電子タクシーチケット

■ GOチケットを活用した補助



スマホサロン等にて乗車予約や補助申請についてサポート予定

※スマホサロンとは、予約不要の誰でも参加ができるスマホ相談所